

調整力公募で供給力確保を行う場合のリクワイアメント等 について

2019年4月19日

調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 事務局

- 第29回制度検討作業部会（2019/2/28）において、容量市場導入前において、小売が確保する供給力が不足した場合に送配電事業者が代わりに供給力を調達する（以下、特別調達電源）必要性について整理がなされた。
- 今回、調整力公募で特別調達電源を確保する場合におけるリクワイアメント等詳細の検討について、整理を行った。

第29回制度検討作業部会資料3-1

今後の検討について

- 小売電源を含めた供給力確保の観点からは容量市場の早期開設が望ましいが、現時点での2020～23年度の必要供給予備率見通しでは、最低限の予備率が確保されている。また、今後の火力発電所の休廃止を抑制し、小売電源を含めた供給力確保に万全を期すため、容量市場を早期開設することも考えられるが、小売電気事業者の容量支払いの負担等の課題もある。
- 容量市場の早期開設については、様々な意見があり、慎重に検討する必要があるのではないかと。
- 容量市場の早期開設の是非に関わらず、20～23年度の需給見通しにおいて必要な供給力を確保できない見通しとなった場合、エリア内で供給力を確保するため調整力公募のスキームを活用してDRなどの調達を図り、それでもなお供給力が確保できない見通しとなっている際には、セーフティネットとしての電源入札を実施することとなる。
- なお、必要供給力を確保するための送配電事業者の負担について託送料金による適切な費用回収を可能とするために託送料金制度見直しについて適切な場において検討するとともに、確保した電源のリクワイアメント等詳細を広域機関において検討する必要がある。また、送配電事業者が調達した電源を小売電源として活用する方策についても、その可否を含め検討していく必要があるのではないかと。

※こうした対応は、容量市場が開設され容量契約が発効するまでの移行期におけるものと考えられるが、このような場合であっても、小売電気事業者は小売供給の相手方の需要に応ずるために必要な供給力を確保することが求められるという法律上の義務（電気事業法第2条の12第1項）を負うことには変わりなく、電気の利用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認められるときには、供給能力の確保等が命じられることになる（同条第2項）。

※容量市場の早期開設を行う場合にはその準備に要する時間も考慮して早急に実施を決定する必要がある。また、容量市場の早期開設を行わない場合でも、20～23年度の供給力確保状況の変化によって、小売電源の確保が重要と考えられる場合には、オークションから容量受渡までの期間を短くする等変則的な容量オークションを将来検討することも考えられる。

1. 特別調達電源の概要・必要性（制度検討作業部会の振り返り）
2. 特別調達電源の必要量の考え方
3. 特別調達電源の調達の仕組み
 - （1）応札対象電源の考え方
 - （2）応札方法、評価および落札案件の決定の方法
 - （3）調達エリアの考え方
4. 特別調達電源のリクワイアメント
 - （1）リクワイアメントの概要
 - （2）契約のあり方
5. 2020年度の見通し
6. まとめと今後の対応

1. 特別調達電源の概要・必要性

(1) 小売電気事業者の供給力確保状況

- 小売電気事業者の供給力確保状況としては、大規模事業者は自社需要に対して105.1%の供給力を確保しているが、中小規模事業者は18年度で43.8%、23年度は21.5%しか供給力を確保していない。

第29回制度検討作業部会資料3-1

小売電気事業者の供給力確保状況 (沖縄除く)

- 最大需要が200万kW以上の小売電気事業者(以下、「大規模事業者」)は現状相対契約などで自社需要に対して105.1%の供給力を確保しているが、23年度に102.6%まで減少させる計画としている(101%の供給力は確保している)。
- 最大需要が200万kW未満の事業者(以下、「中小規模事業者」)は、相対契約を結ばず将来の供給力を「調達先未定」として計画する比率が高く、18年度でも自社需要に対して43.8%の供給力しか確保しておらず、23年度は21.5%まで減少させる計画としている。

小売電気事業者が自社需要に対して確保している供給力 (平成30年度供給計画より抜粋)

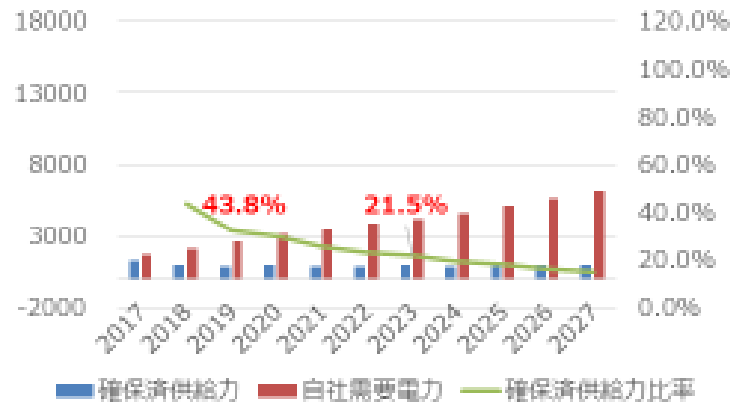
大規模小売電気事業者 (最大需要が200万kW以上)

23年度までは自社需要の101%以上の供給力を相対契約等で確保している



中小規模小売電気事業者 (最大需要が200万kW未満)

自社需要に対応する供給力を相対契約等で確保していない
20年度以降も確保済供給力は増えていない



1. 特別調達電源の概要・必要性

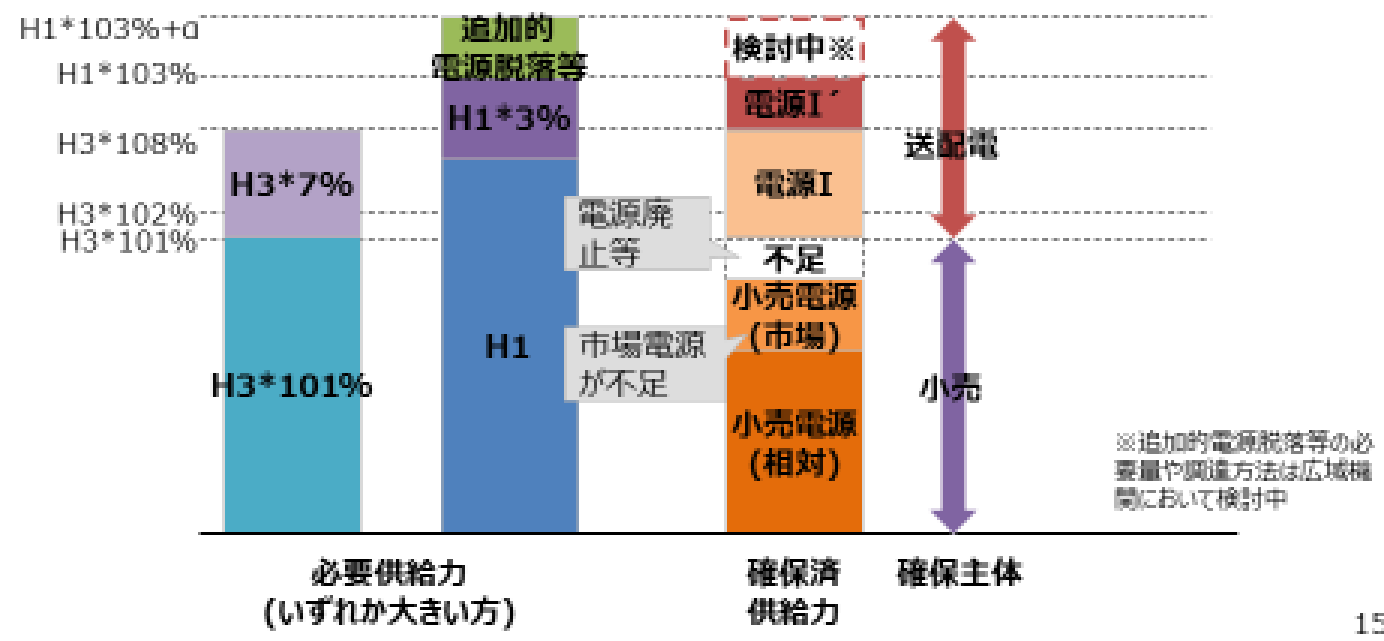
(2) 供給力が不足した場合の影響

■ 電源 I、電源 I'相当分を調整力公募で送配電事業者が確保する場合、電源休廃止によって供給力不足が顕在化すると、小売電気事業者が確保すべき供給力が不足することとなる。

第29回制度検討作業部会資料3-1

供給力が不足した場合の影響

- 電源I・電源I'相当分については、調整力公募によって毎年送配電事業者が確実に必要量を確保している。このため、電源休廃止によって供給力不足が顕在化した場合、不足するのは小売電気事業者が確保すべき供給力となることが考えられる (H3*101%の内数)。
- 大規模事業者は相対契約等により一定の供給力を確保しているため、主に中小規模事業者が市場から調達する小売電源が不足することが考えられる。



1. 特別調達電源の概要・必要性

(3) 調整電源と小売電源の比較

- 不足する供給力（特別調達電源）は、供給力確保義務や卸電力市場価格の安定の観点から、小売電源として確保することが望ましい。
- ただし、小売電気事業者が供給力を確保できず小売電源が不足する見通しとなった場合、やむをえず送配電事業者が主体となって調整電源を確保し、需要に見合った供給力を確保せざるを得ない。

第29回制度検討作業部会資料3-1

調整電源と小売電源の比較

- 不足する供給力を調整電源として確保した場合、小売電源が不足する状況は変わらず卸電力市場における需給ひっ迫は発生してしまい価格がスパイクする。また、調整力を稼働させる費用はインバランス料金として不足を発生させた小売電気事業者に請求される。一方で、全体的に小売電源が確保されている場合は卸電力市場価格は安定する。
- 供給力確保義務や卸電力市場価格の安定の観点から、不足する供給力は小売電源として確保することが望ましい。しかし、何らかの理由によって小売電気事業者が供給力を確保できず小売電源が不足する見通しになった際には、やむをえず送配電事業者が主体となって調整電源を確保し、需要に見合った供給力を確保せざるを得ない。

	調整電源として確保	小売電源として確保
調達断面	調達主体	送配電事業者
	調達方法	調整力公募等
	費用回収	託送料金で回収（現行制度ではH3需要*6%分のみ可能）
実需給断面	電源の運用	電源の運用
	<ul style="list-style-type: none"> 卸電力市場における需給ひっ迫が発生し、送配電からの指示がある場合のみ稼働 インバランス料金を小売電気事業者から回収 	<ul style="list-style-type: none"> 相対契約に基づき電力を供給 容量市場のリクワイアメントに応じて市場に投入しメリットオーダーで小売電気事業者が活用

小売電源は不足するため、卸電力市場価格がスパイクしインバランス料金も支払う

小売電源は十分確保されるため、卸電力市場価格のスパイクやインバランス料金支払いは避けられる

1. 特別調達電源の概要・必要性

(4) 供給力確保の実効性を高めるための対応策

- 特別調達電源の制度によって、電源の休廃止が促進（特別調達電源の調達量が増加）することが懸念される。

供給力確保の実効性を高めるための対応策

- 休廃止電源を救済する制度を採ることによってむしろ休廃止を促進してしまわないように、対象を一定の時期までに休廃止計画を表明していた電源に限る、今後休廃止を決定する際に関係諸機関と事前に調整を行った電源に限る等の対応策について引き続き検討が必要。

	概要	メリット	デメリット
現時点(平成31年度供給計画)で休廃止する計画としている電源に限定	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度供給計画で休廃止計画としていた電源のみを対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> 制度による救済を目的として休廃止を装う電源を排除することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> より直近の年度で休廃止をした電源の方が立上・維持費用がかからないことが予想されるにも関わらず対象外となってしまう
調達時点で直近の供給計画策定時に休廃止する計画としていた電源に限定	<ul style="list-style-type: none"> 送配電事業者による調達を決定したときに既に策定されている直近の供給計画において休廃止計画を表明している電源のみを対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> 直近の供給計画で休廃止を決定し、立上・維持費用がより安価な電源も含めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の供給計画策定時に駆け込みでの休廃止表明が多発するおそれがある 真に休廃止が避けられない電源か否かが客観的に判定することが困難
休廃止計画を表明するタイミングによって制約を設けない	<ul style="list-style-type: none"> 休廃止を決定した電源であれば決定時期に関わらず対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> より直近で休廃止を決定し、立上・維持費用がより安価な電源も含めることができる 個々の事例に応じた柔軟な対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 真に休廃止が避けられない電源なのか、制度による救済を目的として休廃止を装っているのが客観的に見分けることが困難

1. 特別調達電源の概要・必要性

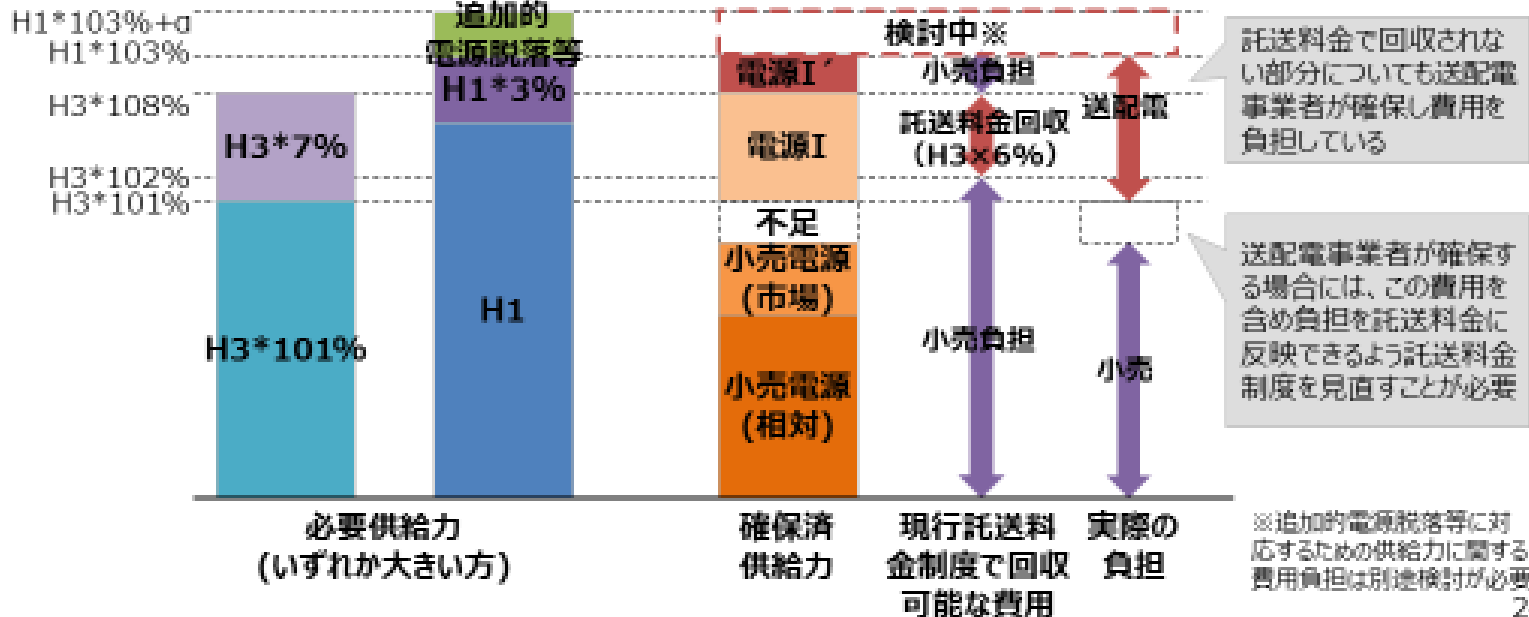
(6) 送配電事業者が確保する場合の費用負担

- 小売電気事業者が確保すべき供給力を、送配電事業者が確保することとした場合、その費用を含め送配電事業者の負担を託送料金に反映できるように適切な場で託送料金制度を見直すこととされている。

第29回制度検討作業部会資料3-1

送配電事業者が確保する場合の費用負担

- 送配電事業者は既に小売電気事業者が確保すべき予備率のうち一部を暫定的に確保している。今後もこのような暫定的な取扱いの対象を拡大することは、小売電気事業者が自ら必要な供給力を確保する原則を逸脱するものであり、電気事業の健全な発達を妨げるものと考えられる(送配電事業者の健全な事業運営に影響を及ぼすおそれもある)。
- そのため、送配電事業者が小売電気事業者が確保すべき予備率を確保することとする場合には、その費用を含め送配電事業者の負担を託送料金に反映できるように適切な場で託送料金制度を見直すことが必要。また、当該費用は毎年変動することが考えられるため、柔軟に反映できるように配慮する必要がある。

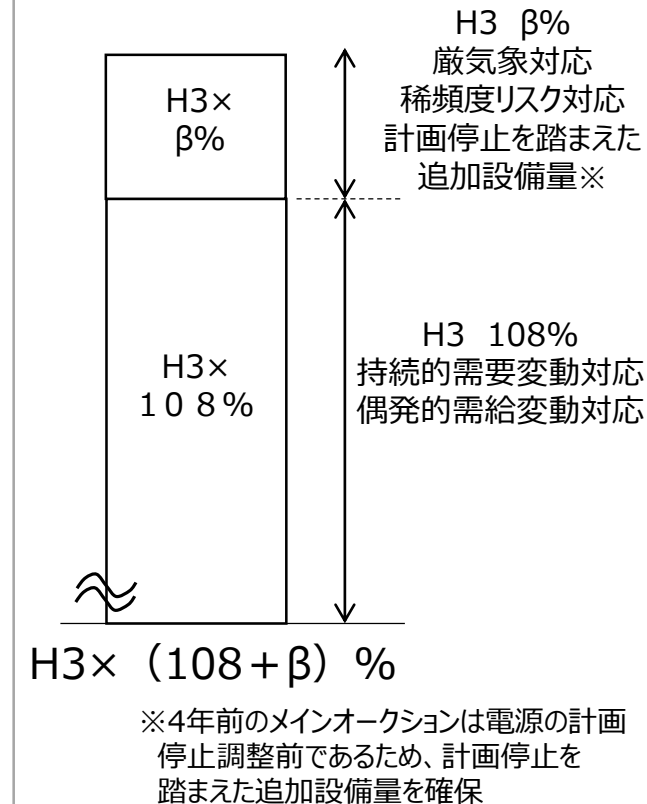
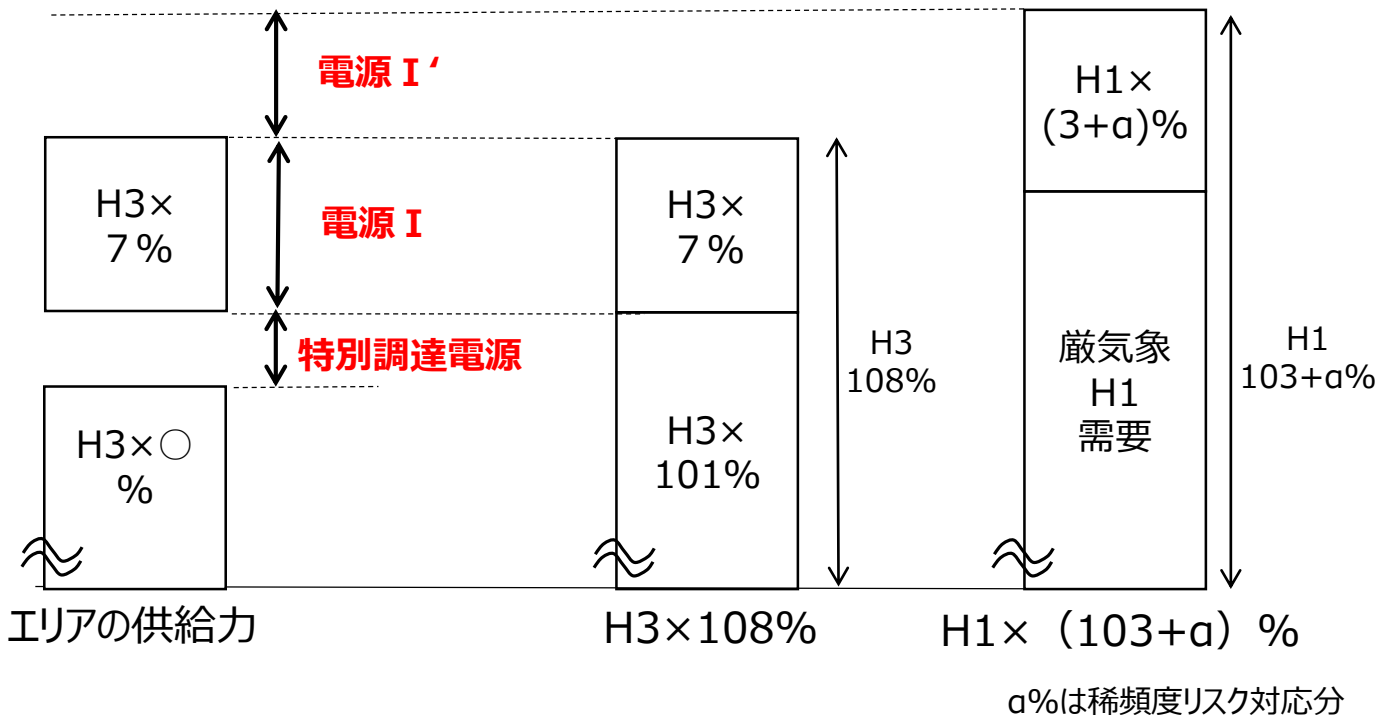


2. 特別調達電源の必要量の考え方

- 特別調達電源の必要量は、電源 I、電源 I' を送配電事業者が確保することとして、エリアの供給力の不足分を特別調達電源と算定する。
- 各エリア毎に必要量を算定する。ただし、連系線の空容量を考慮する。
- 算定は、広域機関が供給計画を基に行うことを基本として、具体的な算定方法や事業者から提出が必要なデータ、調達を決定するための手続き等詳細については今後検討していく。

調整力公募の調達量
(2020年～2023年) 各エリア毎

容量市場の目標調達量
(2024年～) 全国



3. 特別調達電源の調達の仕組み (1) 応札対象電源の考え方

- 特別調達電源の応札対象電源は、制度による救済を目的とした休廃止の装いを防止するために、以下としてはどうか。
 - ✓ 廃止済電源、供給計画で休止中電源または休廃止予定電源と届出をしている電源とする
 - 制度による救済を目的とした休廃止の届出を行ったと疑われる場合には、応札対象から除くこととする。
 - その確認のため、例えば、休廃止に関する関係各所との調整状況、過去の供給計画ヒアリングにおける休廃止予定に関する言及、容量市場の応札の考え方、そのエリアで小売※1の調達先未定（H3の101%未満）※2等の事情を総合的に考慮して評価することが考えられるか。
 - ※1 発電事業者と小売電気事業者が分かれている場合もあるため、関係するグループ会社の小売電気事業者の調達状況等で評価することが考えられる。
 - ※2 供給計画における供給力確保の要請として、小売電気事業者の供給力確保の適切性をH3に対する1~3%（持続的需要変動対応に相当）を目安に確認している。なお、持続的需要変動対応は現在の分析では1%としている。
 - ✓ 応札条件として、発電設備等の情報掲示板に一定期間掲載することを要件とする。
 - 小売が確保すべき供給力を確保しない際に、やむを得ず、送配電が代わりに電源を確保して維持費を支払う仕組みであるため、小売の調達多様性を図る観点、透明性の観点から、情報掲示板の活用を要件とする。
 - 情報掲示板により、一部のみkW（kWh）の相対契約を締結した場合、残りについて特別調達電源に応札することは可能とする。（相対契約分は、kW価値、kWh価値とも控除して参加する）
 - ※ 情報掲示板の掲載内容や相対契約の協議は事業者の責任で行う。
 - ✓ 応札対象は、連系線の範囲内で、他エリアの電源も対象とする。
 - ✓ 応札対象は、電源 I や電源 I'のようにオンライン指令での電力の供出までは求めない。
- 発動回数に制約があるDRは電源I' 必要量の中で調整力として活用されるものであり、特別調達電源においては従来型電源を対象とする。

3. 特別調達電源の調達の仕組み (2) 応札方法、評価および落札案件の決定方法

- 特別調達電源の応札方法、評価および落札案件の決定方法は、電源 I や電源 I 'を参考としつつ、本来小売が確保すべき供給力を対象にしていることを踏まえて整理することとしてはどうか。
 - 契約金額は、調整力公募同様に、応札価格で決めて、事後監視を行うものとしてはどうか。
 - 応札方法等は、具体的には、以下のように整理し、非価格要素を考慮しないことやkWh収入等を減額して応札することとしてはどうか。
 - ✓ 応札は、応札量「kW」と応札価格「円/kW」で行う。
 - ✓ 落札案件は、基本的に、応札価格が安い順で募集量までとして決定する。
 - ✓ 応札価格「円/kW」は、kWを供出するために必要な当該年度の費用とする。（調整力公募と同様）
ただし、kWを供出するための費用が当該年度以外に発生する場合（休廃止電源の再立ち上げ費用等）は含むことを可能とする。
- また、発電設備等の情報掲示板において、一部のkWやkWhの相対契約が締結できた場合等、見込むことができる収入は応札価格から減じることとする。

トップ > 供給計画 > 供給計画に関するお知らせ > 供給計画における供給力確保に関する要請について

更新日：2018年12月27日

供給計画

▶ 需要想定

▶ 供給計画とは

▶ 供給計画の提出

▶ 供給計画の取りまとめ

▶ 供給計画に関するお知らせ

▶ 供給計画に関するお問い合わせ

供給計画における供給力確保に関する要請について

本機関は、電気事業法第29条に基づき電気事業者が国に届け出る供給計画について、同条及び業務規程第28条に基づきこれを取りまとめています。

平成30年度供給計画の取りまとめにおいては、当初、安定供給確保の基準となる予備率8%を確保できない年度が発生しました。本機関はその要因として、旧一般電気事業者（小売及び発電部門）は離脱需要の増に応じて保有する供給力を減少させていく一方で、シェアを増やした中小規模の小売電気事業者は調達先未定などにより自らが確保する供給力の割合が低いことから、結果的にエリアの予備率が減少していると分析しました。この傾向が今後も急速に進むものと想定すると、容量市場による容量確保が開始される前に需給がひっ迫することが現実的な問題として懸念されています。

このため、今後の供給計画については、下記の点をご留意のうえご提出いただきますようお願い致します。

1. 容量市場が機能するまでの間の供給力を確実に確保するため、設備補修については夏季・冬季の需要ピーク時を極力避けた計画としていただきますようお願い致します。（補修計画については個別にヒアリングを実施させていただきます場合があります）
2. 上記分析結果から、調達先未定の供給力の確保※が今後は難しくなることが予想されるため、小売電気事業者は可能な限り調達先を確定させるよう努めていただきますようお願い致します。
※供給計画では、小売電気事業者の供給力確保の適正性を、H3需要（年間最大3日平均の需要）に対する予備率1～3%（持続的需要変動対応に相当）を目安に確認しています。

お問い合わせ

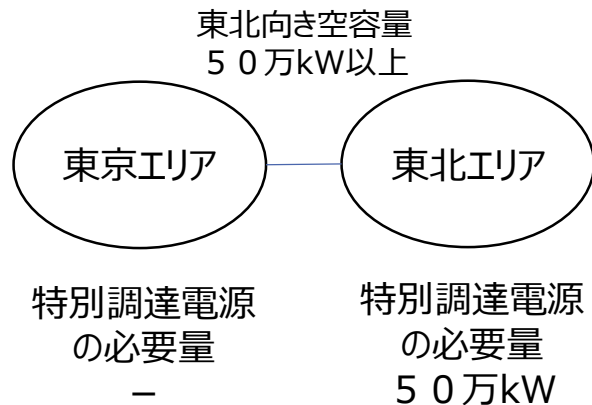
お問い合わせフォーム

	具体的な内容
目的	<p>①容量市場の導入による事業環境の変化に対して、事業者が多様な電源調達手段を取り得る環境を作ること</p> <p>②相対契約のない販売先未定電源等（廃止・休止予定電源を含む）の電源を持つ事業者と相対契約を希望する事業者との間で、発電設備等に関する情報提供を可能とすること</p> <p>なお、発電設備の情報掲示板への掲載判断は、事業者の判断で行うものとする。</p>
管理者	<p>掲載情報に関する取扱いの中立性が求められるため、広域機関が管理者となることとする。</p> <p>なお、情報掲示板を契機とする交渉・契約等は事業者の責任で行うものとする。</p>
掲載情報	<p>情報掲示板に必須で掲載を求める情報に関しては最小限に留め、それ以上の情報については、問い合わせ時に当事者間で確認することとする。</p> <p>なお、小売電気事業者からの相対契約の希望等についても情報掲示板に掲載できることとする。</p> <p><項目> 売/買区分、事業者名、問い合わせ先、電源所在エリア、掲載期限、その他任意掲載欄</p>
参加者	<p>発電事業者、小売電気事業者、その他電気供給事業者</p> <p>また、掲示板利用希望者には広域機関からログインID等を発行する等により、セキュリティ向上や掲示板情報の品質確保を図る。</p>
その他留意事項	<p>発電設備に関する契約の締結までには、関連ルール（送電制約、環境制約等の諸条件の確認等）等、発電設備の置かれた条件について当事者間での十分な確認が必要である。</p>

3. 特別調達電源の調達の仕組み (3) 調達エリアの考え方

- 特別調達電源の応札対象は限定的であると考えられるため、広域的な調達が必要と考えられる。
- そのため、広域機関が各エリアの特別調達電源の必要量、および、連系線の範囲内で、調達エリアを決定する。
- 調達主体は必要エリアのTSOとして、他エリアを含めた調達エリアで公募を行うこととしてはどうか。
- なお、必要量の具体的な算定方法や必要エリアが複数で調達エリアが重複する場合の扱い等、引き続き、詳細検討を行う。

<必要量、調達エリアの算定（例）>



必要エリア：東北エリア（公募実施者：東北電力）
必要量：50万kW
調達エリア：東京エリア・東北エリア

4. 特別調達電源のリクワイアメント (1) リクワイアメントの概要

- 特別調達電源は、本来小売電気事業者が確保すべき供給力を対象としている一方で、確保主体は送配電事業者となるため、既存の調整力公募を基本として、容量市場のリクワイアメントも参考とすることが考えられる。
 - ※電源Ⅰ、電源Ⅰ'は、TSOが調整用電源として確保し、供給力提供では活用できないリクワイアメント
 - ※電源Ⅱは、GC前は、小売電気事業者が活用する供給力であるが、リクワイアメント・ペナルティの設定がない
- ただし、容量市場導入前（電源Ⅰ、電源Ⅱの仕組みで運用）であることを踏まえて、平常時、需給ひっ迫のおそれがあるときのリクワイアメントではなく、下記の整理としてはどうか。
 - ✓ 定期点検、補修作業時期調整の応諾を要件とする。
 - ✓ TSOが必要と判断した場合、可能な限り並解列の指令に応じる。（電源Ⅱの運用要件と同様）
特に、高需要期（定期点検等の停止時期を除く）は、運転が可能となるように対応することとする。
 - ※応札対象の審査で、定期点検や高需要期の対応を評価することも考えられる。
 - ※電源差し替えによる提供を認めることも考えられる。
 - ✓ リクワイアメント未達に対しては、ペナルティ（減額）を設定する。
 - ✓ 可能な場合は、GC後の余力提供に応じる。
- 発電事業者がバランス停止を判断した場合であっても、TSOが必要と判断すれば、起動することとする。（常時の供給力提供は、不要な待機費用を要するため、リクワイアメントとしない）

	容量市場	主な電源 I	主な電源 II
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ① 年間で一定時期や一定時間以上、稼働可能な計画としていること。 ② 計画外停止しないこと 	<p>設備要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周波数調整機能 <p>運用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検を除き、常時周波数調整力を提供 ・5分以内に出力増加 ・11時間提供 ・定期点検、補修作業時期調整の応諾 ・目的外活用の禁止 	<p>運用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供期間 (1年間) ・対象設備 (系統に連系する専用線オンライン) ・出力調整幅 ・運用要件の遵守 <ul style="list-style-type: none"> – 発電計画値、発電可能電力、発電可能電力量、定期検査計画、補修計画、運用制約の提出 – GC後、調整力の提供 – GC前、可能な限り並解列等の指令に従う
需給ひっ迫のおそれがあるとき	<p>需給ひっ迫のおそれがあるときに、稼働可能な計画となっている電源等は、小売電気事業者との契約により電気を供給すること、若しくは、スポット市場等の卸電力市場・需給調整市場に応札すること、加えて、一般送配電事業者の指示等があった場合に電気を供給すること等。</p>		

4. 特別調達電源のリクワイアメント (2) 契約のあり方

- 必要エリアと調達エリアが同一である場合、必要エリアのTSOと発電事業者が特別調達電源契約を締結して、リクワイアメントやkWhを含めた精算等に関して約することとなる。
- 必要エリアと調達エリアが異なる場合、常時の運用は、調達エリアのTSOが行うこととなる。
※必要エリアには、連系線を通して寄与することとなる。
- その場合、各事業者の間で以下の事項を約することが考えられるか。

必要エリアTSO・発電事業者 <特別調達電源契約>

- ・特別調達電源料金の支払い (kW価値)

調達エリアTSO・発電事業者 <運用要件の遵守>

- ・定期点検、補修作業時期調整の応諾
- ・可能な限り並解列指令に応じる
- ・kWh料金の支払い (起動費含む)

必要エリアTSO・調達エリアTSO <TSO間の取り決め>

- ・必要エリアTSOが需給上必要がある場合の調整方法、精算方法

- なお、具体的な契約締結事項や契約のあり方は、引き続き検討を行う。

- 2020年度は、各エリアにおいて、H3の108%以上の供給力が確保されているため、特別調達電源を調達する必要はないと考えられる。

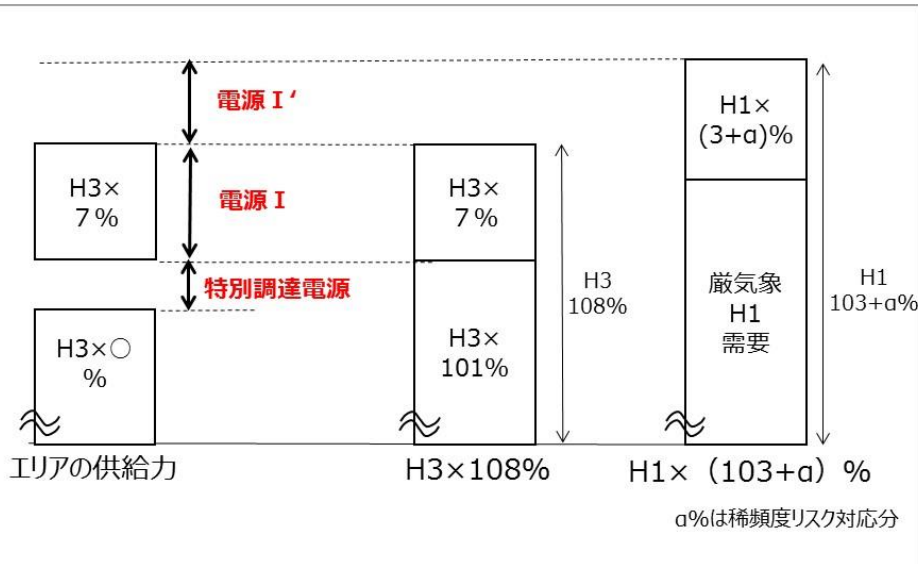
第37回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会資料 2 率

■ 長期（2019年度から2028年度まで）の各エリア**8月15時**の予備率は以下のとおり。東京、中部、関西エリアで予備率8%を下回っている年度がある。

● 2019～2028年度（8月15時）の予備率

赤セル：予備率が8%未満のエリア・年度

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
北海道	24.0%	23.4%	39.1%	39.7%	40.8%	41.3%	41.6%	41.1%	52.4%	52.5%
東北	14.7%	12.9%	23.1%	25.0%	25.6%	26.9%	27.7%	30.8%	31.6%	32.5%
東京	8.7%	12.0%	9.5%	6.4%	9.5%	11.7%	16.0%	15.2%	14.9%	15.0%
東3社計	10.7%	12.8%	13.8%	11.8%	14.3%	16.2%	19.6%	19.6%	20.2%	20.4%
中部	11.3%	10.7%	2.8%	6.0%	6.7%	7.3%	7.5%	8.2%	8.2%	8.7%
北陸	12.3%	13.1%	12.0%	11.9%	12.1%	12.3%	11.5%	11.4%	11.4%	11.5%
関西	8.2%	14.3%	6.3%	7.8%	10.3%	10.8%	6.8%	7.9%	8.3%	8.6%
中国	13.2%	16.9%	20.6%	14.6%	19.5%	20.0%	20.8%	21.3%	20.4%	20.7%
四国	16.1%	30.2%	14.4%	16.3%	26.3%	26.6%	27.4%	28.1%	28.7%	29.3%
九州	14.5%	26.6%	24.3%	25.5%	26.6%	21.0%	21.0%	19.7%	19.8%	19.9%
中西6社計	11.5%	16.6%	11.1%	12.0%	14.3%	13.8%	12.7%	13.1%	13.2%	13.5%
9社合計	11.1%	14.9%	12.3%	11.9%	14.3%	14.9%	15.8%	16.0%	16.3%	16.6%
沖縄	38.0%	44.4%	38.6%	41.1%	36.5%	43.8%	43.4%	42.8%	42.4%	42.0%
10社合計	11.4%	15.2%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	16.1%	16.3%	16.6%	16.9%



4-2-7. 【長期】需給バランス評価におけるエリア別予備率

- H3 需要の年間最大値が冬季（1月）に想定される北海道・東北エリアにおいて、1月の予備率が最小となる時刻は両エリアともに18時(最大需要発生時刻と同じ)であった。
- 長期（2019年度から2028年度まで）の**1月18時**の予備率は以下のとおり。すべてのエリア・年度で予備率8%を上回っている。

● 2019～2028年度（1月18時）の予備率

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
北海道	19.6%	20.1%	14.7%	16.5%	16.8%	17.0%	17.1%	27.2%	27.2%	27.2%
東北	10.9%	9.8%	11.2%	12.5%	12.8%	13.3%	13.7%	16.0%	16.5%	16.9%

- 特別調達電源を、調整力公募で調達する場合、一般送配電事業者が、経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に関する考え方」に基づき、募集要綱を策定して調達することとなる。
- そのため、本日の整理を基本として、経産省および一般送配電事業者と引き続き詳細検討することとしてはどうか。
- 調整力公募のスケジュールとしては、特別調達電源の調達は、一般送配電事業者が前年9月に公募を行うこととなる。
- 2021年度分の公募が必要となった場合、2020年9月に調整力公募を実施することが必要となる。
 - ✓ 広域機関が20年度供給計画で特別調達電源の公募の必要性、必要量、調達エリアを算定する。(20年3月)
 - ✓ 特別調達電源の公募を行う場合、広域機関・経産省が、応札対象電源の審査を行う。(20年4月)
 - ✓ 応札対象電源は情報掲示板への掲示を行う。(20年5月)
 - ✓ 一般送配電事業者が「募集要綱」を策定し、RFCを行う。(20年7月)
- なお、費用負担のあり方は脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会等の国の審議会にて整理する予定。

<今後のスケジュール>

2019年度						2020年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月

△ 脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会 費用負担のあり方

△ 2020供給計画ヒア

・特別調達電源必要量等の算定

←→ 応札対象の審査

←→ 応札対象電源の情報掲示板掲示

△ 特別調達電源募集要綱RFC

△ 特別調達電源公募